

高知県教育委員会 会議録

令和6年8月定例委員会

場所：教育委員会室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年8月21日(水) 13:30

閉会 令和6年8月21日(水) 14:29

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹
〃	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	今城 純子
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健(付議第1号のみ)
〃	小中学校課長	蛭子 穰(付議第2号のみ)
〃	小中学校課人事担当チーフ	高田 誠(付議第1号のみ)
〃	高等学校課課長	並村 一(付議第1号を除く)
〃	特別支援教育課課長	板橋 潤子(付議第1号を除く)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也(会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 8月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

【付議第1号 令和7年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

弥勒委員	基本方針の4番で、同一校でおおむね5年以上勤務している教職員が異動を検討する対象とすると書かれているが、この目的はということなのか。
事務局	知事部局の異動等でも同じであるが、長期間同じところで勤務ということは、弊害もあるため、これぐらいの勤務年数になると、異動を考えていくという明示をしたところである。
弥勒委員	不祥事の防止といった目的なのか。それとも、色々なところで勤務することによって、知識や経験を積むためなのか。率直な疑問なのだが、何のためのものなのか。
事務局	冒頭にもあるように、組織の活性化や人材育成ということで、同じ方がずっといる組織は、不祥事というわけではないが、滞っていく。また、ご本人についても新しい場であるところがあるかと思うため、そういった理由になる。
教育長	ただ、学校等の都合や子どもの状況によって、5年を超えて勤務していただく先生も結構いるという状況である。 そこは、子どもや学校の状況を見ながら、よりよい学校の運営ができるように、人事異動について、市町村の教育長や県立の場合は校長と話をしていく。
弥勒委員	全国展開している金融機関では、支店長の方とかは、2、3年で転勤ということが一般的で、家庭という意味では結構負担もかかるという面もあって、見直しが進んでいるという話も聞いている。ただ、これはあくまでも高知県の中の異動で、そんなに長い距離ではないということか。
教育長	そうである。
池委員	大体5年以上、同じところで勤務されている方の人数や割合はどのくらいか。
事務局	5年以上経つと、異動対象として、異動を凶っているため、そんなに多い数ではない。ただ、先ほど教育長がおっしゃったように、学校の状況等に応じて、例えば中心になっていた者が管理職に抜けたり、特別支援学級で卒業までどうしてもこの先生でないと対応が難しいという場合は、長く勤務する方もいる。やはり基本的にはもう5年以上の方を異動の対象にすることは明示しており、多い数ではないと思う。
池委員	県立学校では、専門性があるって、かなり長めの方が多いイメージを自分持っていた。人事異動方針として5年ということは、別に悪くはないが、

	<p>学校長や関係者とよく相談をして、機械的に異動させないことも大事ではないかと思う。</p>
教育長	<p>各課でその数値は調べていたと思うため、なお確認する。</p>
森下委員	<p>人事配置で、女性や若手教職員の積極的な登用に努めるというところは、とても大事なところなのではないかと思ったのだが、まず一つ、若手教職員というのは大体どれぐらいの方を指すのかということと、この割合をどれぐらいの目標にしているかがあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず、女性活躍について、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画というものを、各県策定するようになっており、当県でも策定している。その中では女性管理職、ここで言う教頭以上は、30%以上ということで、策定している。現状全体としては、校種並べて見ると、40%ぐらいには達しており、一定確保されている。ただ、若干校種によって低いところもあるため、引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、若手教員については、教頭になれる年齢として、小中学校のほうで38歳、県立学校では43歳を下限としているため、それと比較してまだ年数の若い人が、若手になってくるのではないかとということである。やはり高年齢層の方の数が、年齢構成的に多く大量退職になるため、それを補充する意味でも、若手を積極的に入れていく必要があるだろうということを入れていく。</p>
森下委員	<p>四国4県の意見交換会のときに、高知は女性の登用率が高かったと思ったので、それをどこまで上げていく目標なのかを確認させていただいた。</p>
永野委員	<p>やや厳しいかもしれないが、今の質問や先ほどの質問に対しても、事務局の方はもう少しクリアに答えなくてはいけないのではないかと。若手教職員をどのように指すのかは年齢なのか、経験年数なのか、登用時期なのか、委員としてはそういうところを求めているのではないかと。思う。</p> <p>もう一つはその根幹に、5年という基準をつけたとあり、その大きな基準は、半数以上の人たちが5年で異動しているのではないかとというイメージを持つが、それが正しいイメージなのか。あるいは、教育委員会事務局が定めたその目標がどのあたりがターゲットで、割合は3割なのか2割なのか。1割2割で、大きな基本目標にするのはおかしいと思う。</p> <p>毎年、人事異動の時に、5年経験した人がどれぐらい動いているのかという報告もなされていると思う。そういうところは曖昧にせず、きちんと答えてもらいたい。</p> <p>エビデンスを大事にするということも、私たちにも示してもらいたいし、どのような強い意志をもって人事異動をされているのかということが、今日の付議の大きな意味合いであると思う。人事異動方針であるから、一人一人の教員の人生を左右する大きな方針である。人事異動は、教育委員</p>

	<p>会事務局としても、私たちとしても責任を持たなければならない大きな仕事だと思う。去年と今年で変わるのであれば、去年の人事異動をこのように行って、こういう課題があったからこのように変える、といったことが出てくるだろうと思う。単に横並びで文字をもってこのように変わったと言うことであれば、教育委員がここに集まらなくてもいいのではないか。非常に厳しいことを言うが、もう少しきちんとした説明が欲しいと思う。</p>
教育長	<p>数値的データ、エビデンスをもって説明をする必要がある。後ろに控えている職員も、こういう意味合いでこの数値を、このように変えなければならない状況である、というような説明ができるようにしてはならない。</p>
永野委員	<p>60歳を超えて勤務する方も、当然年々増えていると思う。どれぐらいのボリュームで60歳を超えて雇用されているのかの割合や、あるいは雇用された方々がどのようにご活躍されているのかを事例として挙げていただければありがたい。</p> <p>それともう一つは、若手教職員にスポットライトを浴びていただいて、現場の原動力になっていただきたいというのは、私も切に願っているところであるが、想定をどのようにされているのか。例えば、教頭先生にこれぐらいの人たちがなってもらいたいとか、人事担当者であれば属人的にも顔が浮かぶぐらいの想定の中で考えられていると思うが、例えばどういう地域にどういう人たちが欲しいのかなど、そういった希望や展望とかがあれば聞かせていただきたい。</p>
事務局	<p>まず、60歳以上の再任用職員について、昨年度、全体異動総数2773名だったが、そのうち再任用教職員ということで任用させていただいたのが、小中学校は義務教育で249名、それから県立の学校で111名の方、合計350名余りの方が再任用で、引き続きご活躍いただいている状態である。若手教職員登用の目標については、先ほどご説明させていただいたが、今後大量退職で高年齢層が抜けていくということになってくると、若い人にも管理職としてやはり活躍していただけないといけないという意味合いになっている。若手の比率をどうするという目標というより、人事異動方針において、異動される側の教職員に対して、このような形で進めていくとお示しする形にもなっていくため、若手の方にも管理職になっていただく必要があるという呼びかけみたいなものかと思っている。</p>
事務局	<p>大量退職に伴って若年の大量採用の時代であるため、学校現場も非常に若い先生が多くなっている。そのため、60歳以上の先生方にも、しっかり学校を引っ張っていく大事なポストについて頂いている学校が非常に多い。また、管理職に対しても、役職定年制で降任という形にはなるが、研修コーディネーターや若年サポート教員等、若手職員の育成等に力を発揮していただいている。これまでの経験やキャリアをもとにした仕事について</p>

<p>永野委員</p>	<p>て、学校を支えてもらっているという状況である。</p> <p>管理職については、昨年、それからその前も49歳の校長先生という若手の校長の登用等もあったが、若手の育成等に非常に力を発揮してくれている。また、新しい教育に対しても積極的に取り組んでくれているところが若手の管理職の長所だと考えている。</p> <p>地域性については、やはり市町村教育長の思いも踏まえながらになるため、若干地域によって、年齢の差が出るところではあるが、各地区満遍なく若い管理職も登用していくことが必要だと考えている。その辺りのバランスも、事務所長と協議しながら、登用を進めている。</p> <p>組織構成や人材育成について、教育委員会の中で、話し合う機会がなかなか少ないので、こういった方針が出たときに、様々な意見が出てくると思う。だから、それはそれで丁寧に答えてもらいたいし、その計画というものがあればやはり早めにも教えてもらいたい。心配しているのは、若手教職員が、この多難な教育現場の指揮をとるわけであって、そういうときの経験をどのように補ってあげるかなどなければ、年齢が若くて有能だから上げるとすると、非常にアンバランスな学校運営を強いられるようなこともあるのではないかと思う。逆に、若い人がその突破口を開いて、新鮮な学校運営をしていくということもあると思う。だから、両面を考えて、若手職員の登用というものは当然あるべきだと思う。</p> <p>ただ、事務局の方々の熱意で、一人一人の属人になるのだけれどもそういったことを想定しながら、この文章が成り立っているのだと、私は期待して見ているので、そういったところも頑張っていたきたい。</p>
<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>付議第1号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関する議案 (小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

<p>池委員</p>	<p>教育目標や学校の特色等をふまえ、このように選ばれたと思うが、教科書を選ぶにあたって、小中学校課としてはどのぐらい関与されたのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>小中学校課では、それぞれの学校から提出されたものをもとに、再度学校の実態や教育目標等と照らし合わせて、それぞれの案について精査をした。</p>

池委員	この2～3ページの内容は、もちろん学校から上がってきたものということ为前提としてではあるが、小中学校課の案として出されているのか。
事務局	そうである。学校とは何度もやり取りをしている。
池委員	学校の第一希望だけが選ばれているということではないのか。
事務局	そうである。
池委員	市町村では、ブロックごとに選定委員会を開いて教科書は決まっていると思うが、公立中学校と違う選び方をしている部分がもしあれば教えていただきたい。まだ、わからないか。
事務局	8月31日までが期間であるため、各市町村の採択協議会ごとの情報はまだ入ってきていない。
池委員	特に去年までと比べて、公立中学校とは少し違うみたいなことは起こりうるのか。
事務局	全く起こりえないかというとは分からないが、今回、教科書の内容自体も、QRコードが増えたりと変わってきている。それぞれの学校が、実態に応じた提案はされているのではないかと推察する。
教育次長	補足であるが、3中学校ごとに、小中学校課へこのような教科書を選定したいという要望を出してくる前に、それぞれの学校で、選定委員会のようなものを設定している。例えば、その中には、教員の意見だけでなく、保護者の意見もということで外部の保護者にも委員に入らせていただいている学校もある。この学校であれば、この教科書が良いのではないか、理由はこうではないか、という過程を経た上で事務局にあげてきて、さらに事務局で精査をする段取りになっている。市町村のやり方と大きく変わることはない。
教育長	高等学校の教科書と、中学校が選んでいる教科書は関連性があるのか。
事務局	各学校が選定をするにあたって、高等籍の教員も入れて行っている。また、各教科会でも話し合いはされており、教科書会社が違うところはあるが、当然その内容的な繋がりなどについての、すり合わせは行われている。
永野委員	教科ごとに各学校で特色があり面白い。

教育長 各委員 教育長	付議第2号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。
-------------------	---

【付議第3号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書
の採択に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

永野委員	個別のことについては、ご質問できるほど勉強が足りておらず申し訳ないが、今回選定にあたって、特に気をつけた点と、ご苦勞なされた点についてお伺いしたい。何かハードルがあってクリアしなければならないことがあったか。
事務局	各学校の方で、それぞれ障害種別ごとに、必要な調査項目等を設けた上で、調査してもらったものを、事務局に上がってきたもので、再度確認をさせていただいた。 苦勞した点は、特になかった。
弥勒委員	別紙1の星が4つや5つあるのはどのような意味か。
事務局	中学部の知的障害者用の教科書で、例えば、星が4つあるのは、中学部の1段階の生徒が使うもので、星が5つとなると、中学部の2段階の生徒が使用する。
弥勒委員	中学の場合は1年生、2年生、3年生であるが、知的障害者の場合は、知的障害の程度に応じて1段階、2段階と分かれていて、1段階をクリアされた人は2段階に進むのか。それとも知的障害の程度によって、1段階だけで終わるのか。
事務局	1段階をクリアした方は、2段階に進むが、実態に応じて、中学部段階の中でも、1段階のまま卒業される方もいる。
弥勒委員	今回、中学であるが、高校も同じような建付けなのか。
事務局	高等部についても、段階は2段階までである。算数・数学で説明をすると、星が1から3までが小学部、星4と星5が中学部の1段階、2段階となる。文科省の著作教科書としては、中学部までしかなく、高等部の教科書はないが、高等部でも同じように1段階、2段階と分かれており、実態に応じた教育内容を実施するようになっている。

教育長	高等部は著作教科書がないのか。
事務局	文部科学省の著作の教科書はない。それぞれの段階に応じて、各学校が実態に応じた教科書を選定していく。
教育長	それも1段階、2段階とあるのか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第3号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり決定する。

【報告第1号 令和7年度高知県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について (高等学校課・特別支援教育課)】

○高等学校課長・特別支援教育課長 説明

○質疑

弥勒委員	教科書によって、難易度が異なるものがあるという説明があったが、高校の場合は、能力別のクラス編成等を行ったりするのか。それぞれの難易度の異なる教科書をクラスごとに割り当てるということをされているのか。
事務局	教科書については、学校ごとに同じものを使っている。ただ、学科やコースによって使い分けることはある。習熟度別のクラス編成をしている学校もあるが、入れ替えを行うこともある関係から、同じ教科書で授業をして、授業の中身で違いをつけるようにしている。
弥勒委員	教科書によって中身が違うというのは、そういったことも踏まえて各学校で共通の一冊を各教科ごとに採択するということか。
事務局	そうである。各学科やコース、生徒の実態に応じた教科書をそれぞれが選ぶということになる。
池委員	学校によって、教科担任が1名だったりする場合は、教務主任や管理職が点検のうえ、選択をしたものが上がってきているのか。また、高等学校課で差戻しするような例はあるのか。
事務局	教科担任1人の場合においても、選定報告書は必ず管理職が目を通した

	ものが上がってくるため、管理職が全く知らないものが事務局に上がってくることはない。その選定報告書についても、本当に学校の実態に合っているかどうか、当課でチェックをしており、不明確なものは、修正依頼をかけるが、教科書そのものが不適當といったことを申し上げることはない。
--	---

(5) 議決事項

付議第1号から第3号

原案どおり議決